シェアサイクル実証実験利用規約

第１条（目的）

本実証実験は、シェアサイクルの需要、利用実態及び移動特性を把握し、シェアサイクルの有効性及び導入可能性を検証することを目的として小牧市「以下「市」という、」が実施する。

第２条（規約への同意）

利用者は、本規約の内容を十分に確認し、これに同意した上で、本実証実験に参加し、自転車を無償で利用するものとする。

第３条（利用資格）

本実証実験で自転車を利用できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

1. 自転車を安全に運転することができる者
2. 道路交通法その他の関係法令及び本規約を遵守できる者
3. 利用者登録を完了し、本規約に同意した者

第４条（利用方法）

1. 利用者は、自転車を利用するにあたり、あらかじめ市が定める方法により、利用者登録を行うものとする。
2. 利用者は、利用者登録完了画面により、対象自転車のワイヤーロックの解除番号を確認し、ワイヤーロックを解錠して利用するものとする。
3. 利用者は、市が設置するサイクルポート間で自転車を利用するものとする。
4. 利用者は、利用開始前に、自転車の状態を確認するものとする。
5. 利用者は、利用終了後、必ず市が設置するサイクルポートへ自転車を返却するものとする。
6. 利用者は、自転車を返却する際、ワイヤーロックを確実に施錠し、施設利用者の通行を妨げない状態で配置するものとする。

第５条（禁止事項）

利用者は、自転車の利用においては、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 自転車の改造、分解、修理又は部品の交換
2. 付属品の取り外し又は破損
3. 営利を目的とした利用
4. 第三者への転貸、譲渡、貸与又は占有
5. サイクルポート以外への長時間の放置

6．その他実証実験の目的に反する行為又は市が不適切と認める行為

第６条（利用の停止）

市は、利用者が次の本規約に違反したその他市が本実証実験への参加を不適切と認めた場合は、事前の通知なく、当該利用者による自転車の利用を停止し、又はその他必要な措置を講ずるものとする。

第７条（利用者の責任）

1．利用者は、自己の責任において自転車を利用するものとする。

2．故意又は過失によって、自転車を毀損し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

第８条（事故及び損害）

1．利用者は、交通事故を起こした場合は、法令上の適切な処置を取るとともに、市が別に定める方法により、速やかに市に報告しなければならない。

2．利用者は、前号の対応が完了した後、自転車の状態にかかわらず、必ず市が設置するサイクルポートへ自転車を返却するものとする。

3．利用者は、本実証実験の参加について、第三者との紛争が生じた場合は、自己の責任及び負担において解決するものとし、市は損害賠償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

第９条（故障等）

1．利用者は、自転車に故障又は異常を発見した場合は、直ちに当該自転車の利用を中止し、市が別に定める方法により市へ連絡すること。

2．利用者は、前号の対応が完了した後、自転車の状態にかかわらず、必ず市が設置するサイクルポートへ自転車を返却するものとする。

第１０条（保険）

本実証実験における保険の取扱いは、TS マーク付帯保険とする。

第１１条（位置情報等の取得）

1．市は、本実証実験の自転車には位置情報を取得するため GPS 端末を搭載するものとする。

2．利用者は、実証実験の実施に必要な範囲で、位置情報、移動経路、利用時間その他実証実験に必要なデータが取得されることに同意するものとする。

3．市は、取得したデータを実証実験の効果検証に活用するほか、個人が識別されないよう集計又は加工した上で、市ホームページなどで公表する。

第１２条（個人情報の取扱い）

1. 市は、利用者登録その他本実証実験の実施に伴い取得した個人情報を関係法令に基づき適正に管理する。
2. 市は、取得した個人情報を、実証実験の運営に必要な範囲で利用する。
3. 市は、法令に基づく場合その他法令上で認められる場合を除き、本人の同意なく個人情報を第三者へ提供しません。

第１３条（実証実験の中止等）

市は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者への事前通知なく実証実験の全部又は一部を中止し、又は内容を変更することがある。

1. 災害その他の不可抗力により実施が困難な場合
2. 自転車その他設備に故障又は不具合が発生した場合
3. その他市が実証実験の継続が困難であると認める場合

市は、上記に基づく中止、停止又は変更により利用者に生じた損害について、市の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第１４条（規約の変更）

市は、必要があると認める場合、本規約を変更することができるものとする。

市は、本規約を変更した場合、市ホームページその他市が適当と認める方法により、変更内容及び適用開始日を周知する。変更後に利用者が自転車を利用した場合、利用者は変更後の規約に同意したものとみなす。

第１５条（準拠）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合は、関係法令及び市の定めるところによるものとし、利用者及び市が誠意をもって協議し、解決するものとする。

附則

この規約は、令和８年11月９日から施行する。